

隣保館だより

第398号

2019年 8月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



第5回九重町隣保館子どもふれ愛ひろば

えがお はな 笑顔の花

わら かお み
笑った顔を 見ていると
しあわ かん
幸せを感じる
こ えがお
子どもたちの 笑顔は
みんなの ころ なか
みんなの 心の中に
えがお はな さ
笑顔の花を 咲かせてくれる
さいこう おく もの
最高の贈り物 ありがとう、

第44回人権を考える講演の夕べ

7月29日(月)に九重文化センターにて「第44回人権を考える講演の夕べ」が行われました。今回は「恥ずかしい」のはどっちだ ～差別・いじめの仕組み(メカニズム)を考える～と題して、解放社会学研究所 所長の江嶋 修作(えじま しゅうさく)さんをお招きして講演会を催しました。江嶋さんは40年以上、部落差別に関する教育のあり方について変革を訴えつづけ、多くの青年たちも育てた方です。

【「恥ずかしい」のはどっちだ！－何で「した方」が偉そうなん？－】

そもそも、差別・いじめを「された人」が恥ずかしく思い、「した人」が恥ずかしく思わないのはおかしいのではないか、本当は逆でしょう？という問題提起から始まります。

【何で差別やいじめをするのか？－フラストレーションの内調整のメカニズム－】

その答えは差別をする側が、他人を差別によって貶めるようなことをしないと生きていけないような状態にあるから。差別をする本人の中にあるコンプレックス(劣等感)、ジェラシー(嫉妬心)といった、汚く、いやらしいものを誰でもいい、他人に塗りたくる行為が差別・いじめ。だから、差別・いじめに理由はないし、本当に恥ずかしいのは差別・いじめをする側の人間なのだ、と江嶋さんは語ります。



江嶋修作さん

【差別の解消をややこしくするもの－集団力学的事象－】

また、差別やいじめは個人対個人の問題ではなく、無意識的な同調を含めた集団の力が働くこと(集団力学的事象)によって引き起こされるものであるところに本質的な怖さ・解決の難しさがある。だからこそ、差別やいじめに対しては怒りをもって対応していかななくてはならないと江嶋さんは言います。

【世界の常識と日本の現状－差別は犯罪、日本はFIFAスローガンを報道しない現実－】



会場の様子

“Say no to racism”「差別にNoを」とは2006年のサッカーワールドカップドイツ大会のスローガン。これは日本ではほとんど報道されませんでした。日本では「ある(事実)」ことがメディアの裁量によって「ない」ことになってしまうことが多くあります。同大会で起こったフランスのジダン選手の頭突き事件についても同様です。相手のマテラッティ選手の差別発言があったこと、この発言に頭突きと同じようにペナルティが課されたことを知っている日本人は少ない。私たちは世界基準の人権感覚を持たなくてはなりません。

差別的な発言や行動を見聞きした時、何も言わない(傍観者になる)ことで、結果的に差別する側の人間になってしまう。そこでみんなが「おかしい！」と声を上げられるように心掛けられればと思いました。今回の講師、江嶋修作さんの教材DVDは、九重町隣保館にて貸し出しを行っています。講演を聞いた方も、そうでない方も、学習を深めるためにぜひ一度ご覧になってはいかがでしょうか？きっと新しい発見があると思いますよ。

8月は、大分県「差別をなくす運動月間」です。

九重町では8月1日から8月30日までの間、九重町役場1階ロビーにて「部落差別解消推進法」「水平社宣言」の人権パネル展を開催しています。



「部落差別」とは？

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案、またはインターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

◆部落差別の現在、そして私たちにできること◆

「インターネット上での差別」

インターネットや携帯サイト等で、被差別地区やその関係者を誹謗中傷する事例が後を絶ちません。インターネット上では匿名で情報を発信でき、不特定多数の人の目にとまり、一度ネット上に流出した情報は回収が不可能なため当事者は長い間苦しい思いをします。これらの行為は部落差別への無理解・偏見を助長し、差別意識を広める許されない行為です。

「本人通知制度」

事前に登録しておくことで、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付したことを知らせてくれる制度です。住民票の写し等の不正請求や不正取得を防ぐことで、差別につながる身元調査をなくすため、県内全市町村で実施しており、九重町内にお住まいの方は、九重町役場で手続きができます。

第5回九重町隣保館子どもふれ愛ひろば開催

7月23日（火）、九重町隣保館に南山田地区放課後児童クラブの29人が参加してくれました。

子どもたちに隣保館を知ってもらい、人権との出会いや思いやりの大切さを知ってほしいとの思いから、毎年夏休みを利用して開催しています。

人権のDVDを観た後は、今年度の隣保館活動のテーマ「よき日のために～笑顔の花を咲かせよう～」に沿ってたくさんのお花を折り紙で折り、人権パネルを制作しました。

最後にみんなで歌を歌って、元気に楽しく活動しました。



